

平成 29 年度事例紹介

「車いすでコンサート会場に入場することを断られたという相談」

平成29年度事例紹介

事例名：車いすでコンサート会場に入場することを断られたという相談

相談者：肢体不自由のある人（車いす使用）

1 初回相談の概要

- 熊本市障がい保健福祉課から、広域専門相談員に以下の相談があった。
 - ・ 相談者は歌手のコンサートを見に行きたいことから、事前に主催者に電話確認したら、「車いすの方は熊本会場では入場をお断りしている。」旨を言われた。
 - ・ そこで、相談者から、「主催者と調整してもらい、車いすで入れるようにしてほしい。」との要望があった。
- 相談者と連絡を取ったところ、当該コンサートは平成27年度までは広い会場で開催されていたこともあり、車いすで入場ができたが（平成28年度は熊本地震のために中止）、平成29年度はやや狭い会場で、車いすでの入場はできないと主催者から言われたとの事だった。

2 それぞれの主張

- 相談者
これまで車いすで入場できたのに、平成29年度は入場お断りと言われがっかりしている。遠い席でも良いので入場して会場の雰囲気と声だけでも味わいたい。
- 主催者
今回のコンサート会場は狭く、全員スタンディング（立見）にしており、車いすの方に危険があること、また、周囲の人たちも車いすに接触して危険であることの両面から今回は車いすの方の入場をお断りしたい。

3 対応内容

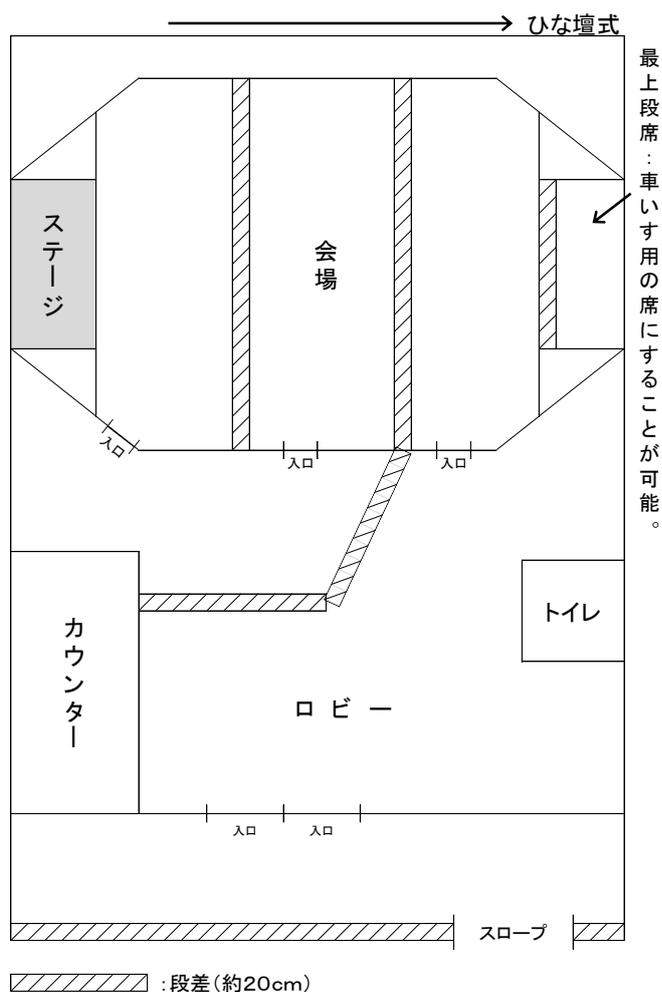
(1) コンサート会場での調査

- 広域専門相談員からコンサート会場の責任者に電話し、会場の状況確認をさせてほしいと依頼したところ、「会場責任者は主催者から依頼されて場所を提供するだけだから、会場責任者の判断だけで状況確認の許可等はできない。主催者が許可を出せば状況確認は可能」と言われた。
- 広域専門相談員から主催者へ電話し、会場の状況確認を申し出たところ、「状況確認は許可するが、今回はスタンディングのコンサートを考えていることを申し添えておく。」と言われた。

○ 会場の状況確認の許可を受け、広域専門相談員と障がい者支援課職員とで会場の状況確認を行った。

- ・ 入場からロビーまでの移動は、車いす単独で可能。
→ 途中に20cmの段差が1段あるが、横にスロープあり。
- ・ 最上段席に車いすが3台程度入れるスペースがあるが、当該スペースまでに段差があるため、介助が必要。
- ・ 過去には、別の主催者の配慮で、車いすの方をステージから近い前列のスペースに配席したケースもある。
→ 物理的には車いすの方が入場できる環境にあった。

<コンサート会場略図>



- 事実、過去に当該会場で車いすの方を介助して入場してもらったことは何度もあるとのこと。
- 会場責任者によると、車いす席を設けるかどうかは会場側で判断することはなく、設営や運営方法は主催者が決めるとのこと。

(2) 関係各県等の状況調査・協働

- このコンサートは全国各地で開催されるもので、九州では福岡県、熊本県、鹿児島県で開催される予定であることから、福岡県、福岡市、鹿児島県に同様の相談等がないか状況確認を行った。
 - ・ 福岡県：同様の相談なし。
事例としては好ましくないことから、入場制限する正当な理由について主催者はもっと丁寧に説明すべきと考える。
 - ・ 福岡市：同様の相談なし。
ただし、同じ主催者の別のコンサートで、障がいのある人が前方の席を希望したが、対応してもらえなかったという相談があった。
 - ・ 鹿児島県：同様の相談なし。
鹿児島県としても望ましくない事案であるため、熊本県と一緒に主催者に状況確認をしたいとのこと。

(3) 主催者との話し合い

- 出席者 熊本県：広域専門相談員、障がい者支援課職員
鹿児島県：鹿児島県障害者くらし安心相談員
主催者：担当部長
- 冒頭に、主催者から、「障害者差別解消法については勉強不足で知らなかった。申し訳なかった。」旨の話があった。
- 今回このような対応になったのは、「今回のコンサート会場は狭く、全員スタンディングにしており、車いすの方に危険があること。また、周囲の人たちも車いすに接触して危険であることの両面から、今回は車いすの入場をお断りする。」と考えたもの。
- 今回の相談を受け、歌手の所属する事務所とも相談し、広域専門相談員からの話を受けた段階で、対応の変更を検討し、車いすの方等、配慮が必要な方については主催者に事前に問い合わせてもらい、入場できるよう準備する方向で対応することにした。

(4) 告知内容（コンサートのホームページ等）の修正

- この事案をきっかけに主催者はコンサートのホームページ及びチラシを変更された。
- 変更以前のものでは、「会場につきましては大変申し訳ありませんが。車いすやいす席のスペースを用意することができません。」という旨が記載されていたが、変更後は「会場につきましては、問い合わせ先までご連絡くださるようお願いいたします。」という旨に変更され、車いすでの入場については入場を認める方向になった。

(5) 相談者が入場可能に

- 上記対応の変更を受け、相談者から主催者に改めてコンサートへの入場について相談した。
- 結果、主催者から相談者に対し、「安全に配慮しますのでぜひ御参加ください。」と言われたということだった。
また、相談者から広域専門相談員に対して、「わざわざ現地まで行ってもらいありがとうございました。」と何度もお礼を言われた。

4 本事例のまとめ

- 全国等でコンサートが開催可能な大手の主催者であっても、障害者差別解消法について知らない場合があり、今後も条例や障害者差別解消法についてより一層啓発活動に努める必要があると感じた。
- また、本事例では、他県の障害者差別解消担当の相談員と協働し、複数県の担当者と主催者側へ出向いた結果、ツアーが開催される全ての会場で対応が変更された。
複数県にまたがる事例の場合、今後もこのような連携・協働が必要になると考えられる。